

北海道福祉サービス第三者評価事業推進支援会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第11条に基づき、北海道福祉サービス第三者評価事業推進支援会議（以下、「推進支援会議」とする。）の運営に関する事項を定めるものである。

(推進支援会議の役割)

第2条 推進支援会議は、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（以下、「道推進機構」とする。）が、北海道における第三者評価の普及と質の向上を目指し、評価機関を含む関係機関との連携を図るために開催する。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議の構成者は次のとおりとする。

- (1) 道推進機構
 - (2) 認証された評価機関
 - (3) その他、道推進機構が必要と認めた者
- 2 なお、会議は公開されるものとし傍聴を認める。

(推進支援会議の開催)

第3条 推進支援会議は、年2回以上開催することとする。

(推進支援会議の運営)

第4条 推進支援会議の議長は、道推進機構が勤めるものとする。

(推進支援会議の議事)

第5条 推進会議においては、次の事項を審議する。

- (1) 全国評価事業普及協議会の検討事項に関すること
- (2) 福祉サービス事業者の受審促進に関すること
- (3) 評価機関及び評価調査者の質の向上に関すること
- (4) 評価結果の公表に関すること
- (5) 評価事業の苦情に関すること
- (6) 評価項目および評価手法に関すること
- (7) その他、福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、推進会議の開催に当たり必要な事項については、第三者評価機関認証委員会にて定める。

附 則

この実施要領は、平成18年3月27日から施行する。